

情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会（第37回）議事要旨

1. 日時 平成20年4月25日（金）14時00分～15時30分

2. 場所 総務省8階第一特別会議室

3. 出席者

(1) 委員（専門委員を含む）

村井主査、大山主査代理、竹中委員、土井委員、浅野専門委員、有馬専門委員、石橋専門委員、伊藤専門委員、稲葉専門委員、岩浪専門委員、大内専門委員、加藤専門委員、河村専門委員、桐田専門委員、坂本専門委員、関専門委員、田胡専門委員、土屋専門委員、中島専門委員、中村専門委員、福田専門委員、前川専門委員、松岡（勝）専門委員、三浦専門委員、安田専門委員

(2) オブザーバー

札幌市市民まちづくり局情報化推進部長 高橋悟様

(3) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、奥放送技術課長、藤島地域放送課長、山腰デジタル放送受信推進室長、布施田放送技術課技術企画官、吉田地上放送課長、三田地上放送課企画官

4. 議事要旨

(1) 稲葉委員から、資料1について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【稲葉委員】 資料1により説明をさせていただく。

「アナログ放送の終了に向けた放送対応の手順について」である。1枚めくっていただいて、最初のページは、この計画を策定した目的である。既にご承知のように、2011年7月24日までアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することが電波法令等により決まっているが、それがどのような手順で終わるかということについては、まだ明瞭ではなかったというところがある。

そこで、これを明瞭化する必要がある。特に上の箱の下から3行目のところにあるよう

に、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行うために重要な情報ということになるので、今回取りまとめた。また昨年夏に公表された情報通信の第4次中間答申においても、ことしの夏までに示すことが求められている。

次のページ、2ページ目であるが、ここに基本的なことを記している。終了の基本原則として、アナログ放送の終了に当たっては、11年7月に円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から次の2点を基本とすることとした。①、地域間で終了時期に差を設けることはしないこと。②、放送終了に向けた取り組みを段階的に強化することを基本として放送事業者が取り組むと。また国もこの取り組みが円滑に実施されるよう、環境整備に取り組むという考え方である。

①に関しては、これと異なる考え方としては、例えば地域別に順番に終わっていくといったような考え方がある。もちろんそちらも考えてみたが、残り3年3カ月という期間の中で、日本を例えば幾つかのブロックに分けて、それを順次終了していくという手順をとることは時間的にかなり難しいということと、各ブロックの終了自体が、やはり日本は相当な大国であるので、かなりの期間を要するということから、目的としては工事とか受信機等のニーズを分散化するという平準化効果があるわけであるけれども、それを求めることによる地域別終了ということを行うことは、かなり難しいというところから、地域間で終了時に差を設けることはしないことを基本としている。

ただし、自治体の皆さん方にもよくご相談をして、少し早目にとというようなお考えのところがあるのであれば、それは妨げられるものではないと思うが、一般的には視聴者の皆様になるべく残された時間、アナログ放送を視聴していただくためにも、早目に終わるところをつくることは原則的にはかなり厳しいものがあるという認識である。そのような観点から、②として、放送終了に向けた取り組みを段階的に強化することとしている。

2番目、無線局の運用終了日についてであるけれども、これは2011年7月24日まで電波を流すことができるが、それ以前に電波を流すのをやめることも可能であるけれども、最終日、7月24日まで電波を流すということとしている。

また3番目、終了方法の見直しであるが、今回、ご説明していることは、これで確定ということではなくて、将来、必要に応じて見直していくと。例えば終了告知スーパーの運用時期を早めるとか、強化するといったようなことも含めて、計画を適宜見直すことはあり得るということを書いてある。

1ページめくっていただいて、その上で、段階的な考え方を示している。第1ステップ

は3年前であるところの、ことし7月から来年7月までの1年間を想定していて、その1年間で第1ステップの間に、世帯普及では3,400万世帯、普及台数としては5,500万台程度を目指そう。そのための放送における取り組み等を行っていかうという考え方である。

第2ステップは、来年7月から終了半年前までのおよそ1年半の期間を指している。この段階では、その段階を終えるまでには、5,000万世帯のうち、4,900万世帯に普及することが必要という認識を示している。

そして終了半年前から第3ステップ、さらに強いオペレーションをする必要があるけれども、その期間で5,000万全世帯に対応をお願いしていかうと。そして第4ステップはまさに終了月、2011年7月であって、その時点では7月のある時点から放送を終了して、お知らせ画面というものに移行することが考えられている。

この4段階論を考えて、第1ステップ、ことし7月からの取り組みとして、4つ、次の4ページに書いてある。放送番組による取り組み1として、放送番組による理解醸成を進めていかうということで、民放のほうではネット番組、これは各系列の強化月間を設定するなどして、これまでにないような番組での取り上げも含めて、積極的に対応していかうと。またローカル局が放送する番組においては、各局の取り組みを求めるとともに、共通素材を提供して、それを適宜放送してもらうようにしようというような試み始めることとする。

またNHKにおいても同様であって、既に定時番組、特集番組、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取り上げていくということで、民放以上の取り組みをしてくださるものと考えている。

それから取り組み2が、アナログのロゴマーク表示であって、アナログ放送画面に「アナログ」というロゴマークを表示して、アナログ放送の視聴者への注意喚起をしていかうと。ただ、ロゴマークの表示方法、場所とか位置とか、それから技術運用上の課題等については、今後検討を行うことになる。できれば、ずっと提示されていることがかなり徹底したやり方となるけれども、そうではないやり方としては、番組の冒頭の部分に表示しようというようなありようもあるわけで、そうしたありようも含めて、今後検討していかうということである。

このロゴマークの表示の目的・効用を少し述べると、1つはPRで、これにフォーカスして、まだアナログ視聴を続けておられる視聴者に注意喚起を促すキャンペーンを行いや

すくなるということがある。それからもう一つは、視聴実態を簡単な電話調査等により把握したり電話で受信相談に対応したりすることがしやすくなるという効用がある。つまり、電話であっても、「画面上にアナログという文字が見えますか」というような簡単な質問により、視聴者がアナログ放送を視聴しているのかデジタル放送を視聴しているのかが容易に分かるということである。

なお、このアナログロゴマーク表示に関しては、その見本が8ページ目につけてあるので、それを見ていただきたいと思う。

それからお知らせ画面と告知スーパーの実施であるけれども、これについては、お知らせ画面というのは11ページ目にある。このようにブルーバックの上にメッセージを書いたものである。先ほど申し上げた第4段階では、いずれかの時点から番組の放送を終了して、この画面を提示して、お問い合わせの手がかりとしようという試みとなるけれども、それをことしから少し導入するというので、まずは1日の放送の終了時、もしくは放送の開始時にお知らせ画面を提示しよう。午前4時台といったような、ほとんど起きておられないような時間ではあるけれども、そこで始まったということ、またそのことにより、それを材料とするPRの展開を考えていくことということで、また2011年7月には番組が早目に終了して、こういう画面となることを実感を持って知っていただくために、こういう取り組みを始めようということである。それと告知スーパーに関しても、適宜実施していくこととする。

そして取り組み4として、完全移行3年前キャンペーンをことしの7月24日に催すこととし、これを放送で伝えることとして、取り組み2、取り組み3などをご紹介していくということになる。これが第一段階の放送による取り組みの例である。

それから1ページめくっていただいて、第2ステップ以降に関してであるけれども、5ページ目、第2ステップでは、来年の7月以降となるけれども、既に第1ステップで実践していることに加えて、終了告知スーパーを統一的に運用していこうということである。これはレターボックス化と申して、これは見本で言うと、10ページ目にあるけれども、4対3のアナログテレビの画面に16対9、横長で表示することにより、上下のスペースにスーパー等を入れやすくなる。そういうことで、レターボックス化を一部の時間帯で実施すると。そして、終了告知スーパーを統一的に運用しよう。これはある種、放送事業者間で共通の目標数値を持って取り組んでいこうということである。そしてそれを必要に応じて、段階的に増加させることを検討しようということである。

それから下に、アナログ放送停止リハーサルの実施検討ということで、難しい課題ではあるけれども、住民の皆さんや地方自治体の合意と全面的な協力が得られる場合にはアナログ放送停止のリハーサルを一部の地域等において行うということを検討していきたいと思う。

ただ、それはご理解とご協力が必要であるということがあり、またあまり周知が徹底して、正しいリアクション、混乱の程度をはかることができるかという側面もあるので、さまざまな角度から検討をして、必要に応じて取り組むこととしたいと考えている。

それから第3ステップは、いよいよ終了半年前からの運用であって、ここになると、4対3画面に16対9を提示するというレターボックス化を常時行うとともに、そこにスーパーを常に出ている形に近い形で実施していく。そのほか、アナログ放送のみで終了のスポットとか、ミニ番組を放送する。さらにはアナログ放送の放送時間を一部差別化する。つまりは短縮するというのも検討するということになる。

それから第4ステップは、先ほど申し上げたように、お知らせ画面に移行する時期であるけれども、これは1日から24日までの間のどの時期からそうなるべきかということは、はっきりした結論を下していないけれども、何らか番組の放送を終了してお知らせ画面を運用すべき時期が必要かなと考えている。

以上が放送を終わっていく手順であって、6ページ目以降に、そうした放送の終わり方を行っていく上では、国、メーカー、販売店、地方公共団体等、関係の皆さんによる以下のような取り組みが必要だと考えている。最も重要なのは、地域レベルでの相談センターの設置、あるいは受信支援センターという言い方がいいかもしれない。今年度、11カ所全国につくる予定があるけれども、それを来期には全都道府県に及ぶよう拡大すべきと考えている。そういう体制が用意されるよう、我々放送事業者も希望している。

それから、高齢者に十分情報が行き届くよう、周知広報を行う。これは郵便物などをお届けしても、捨ててしまったとか、なかなか意味が通じない場合もあるというようなことで、やはり相当、懇切丁寧なご説明が必要かなというところがあると思う。

それから技術弱者へのサポート体制。これはテレビ配線等、なかなか難しいわけであるけれども、リモコンの問題もあるかもしれないが、いずれにしても技術弱者へのサポート体制が必要かと考えている。また、簡易なチューナーの開発・市場流通への取り組み。これはどうしてもアナログテレビのまま視聴を続けたいという方のためのデジタル波を受けるための仕組みが必要ということになると思われる。

また共聴施設に対する早期改修の働きかけ。これはマンション共聴から辺地共聴に至るまで、さまざまな共聴施設があるけれども、それを早急に改修を進捗させる必要があると。せっかくデジタルテレビをお買いになっても、共聴施設の改修がおくと、アナログ視聴ということになるので、これが喫緊の課題かと考えている。

また、公共施設のデジタル化の計画的推進ということで、よく言われるところの学校のテレビはどうなるかといったようなこと。国、地方公共団体の取り組みが必要と考えている。

1ページめくっていただいて、7ページ目。そういった考え方に沿って進めた場合、サードステップ、終了半年前からの取り組みに進むためには、以下のようなことが必須だと考えている。送信側の対策としては、中継局ロードマップに記載されているすべての中継局の整備が完了し、また中継局ではない代替措置等の送信側の準備が行われていること。それから、BSを使う衛星セーフティーネットの受信策が講じられていること。それから受信側の対策としては先ほど申し述べた、都道府県単位の受信相談センターで視聴者の相談に応じることができる体制が整備されていること。そして経済弱者に対する国の支援措置が講じられていること。

下に注書きしてあるように、これらはまさにこの情報通信審議会において検討が行われているとあるので、中間答申の取りまとめの中に反映していただくこととして、適切な施策が講じられるよう求めていきたいと考えている。

次のページ以降が先ほど申し上げた提示イメージであるので、細かな説明は省かせていただく。

【前川委員】 このアナログ終了の手順についての取りまとめは、第4次中間答申を受けたものであり、その作業を開始したのが、全国協で、私の部会長時代でもある。稲葉委員が後任の部会長としてこの審議会に出すべく取りまとめたところであるが、私にも一端の責任もあるので、若干補足をさせていただきたいと思う。

2点ある。1点目は、参考の写真等にあるように、放送画面でアナログのロゴマークを表示する、あるいはレターボックスサイズで表示をしていくということである。これは、周知の方法としてテレビ電波を使うのが最も効果的だということは当然であるけれども、同時に編成上、営業上、あるいは技術的なコスト負担等もあって、そう簡単なことではない要素が含まれている。

ただし、2011年7月24日にアナログを終了させるということが放送事業者として

も、やはり相当踏み込んでそこは絶対ずらさないんだという考え方でさまざまな議論を経て、こういう案になった。そういう放送事業者としてアナログ終了デジタル完全移行という政策課題を自主的にできるさまざまな可能性ということを追求してきたその結果である。そういう考え方に放送事業者が立っているということを各委員においては十分受けとめてご理解いただきたいと思う。これが1点目である。

それから2点目に、6ページの早急に開始すべき取り組みの中に、地域レベルの相談センター、高齢者等の問題、それから技術弱者ということであるが、技術弱者のサポート等、放送事業者の自主的な取り組みだけではなかなか進まない。むしろ国としてきちんと対応策を考えていただかなければいけない課題が幾つもある。これは前回、あるいは前々回、当委員会でも議論をされたところであって、各委員は十分ご認識のことと思うし、その際、私から申し上げたことであるけれども、やはり総務省を超えたさまざまな分野にまたがる課題であるので、早急にこの計画案を作成し、この委員会でまとめただけではなくて、いかに実行するかという体制に総務省としても、あるいは政府全体として取り組んでいただきたいと、強く思っている。

関係省庁連絡会議というのは、できてはいるのだが、連絡している場合ではないのではないかなという気もするので、早くこういう具体的な措置が移されるように、今回のこの審議会の取りまとめの中でも、強くその方向づけを提言にしていくべきではないかと思う。

【石橋委員】 同じく資料の6ページ、下から2番目に共聴施設に対する早期改修の働きかけというところでこれは前回私は、電波障害の課題についてお話しさせていただいたのだが、都市受信障害対策については当然のことながら、それ以外にも、我々が接続済みのマンションなんかあるし、マンションの改修が必要というようなところもある。

都市受信障害対策やマンション共聴については、我々もできる範囲で一生懸命やっていますが、ケースによっては、受信世帯の負担が過重となるものや我々の力ではもう限界が来て我々の力では解決できないというようなものも多分出てくると思うので、そういう点についても、国として、何らかの支援を考えていただく、ご検討いただくということをお願いしたいと思う。

【竹中委員】 やっぱり同じ6ページなのだけれども、上から2番目の「高齢者等にも十分に」ということで、「等」といつも大体呼ばれてしまうのだが、多分、視聴覚障害者ということはこの「等」の中へ入れておられるのかなと思うが、今、いろいろなスーパーの事例、告知スーパーだとかレターボックスだとか見たが、これも副音声のほうで楽しんで

いる方々にもわかるようになっていくかどうかというのをちょっと教えていただいて、まだそういう準備がなければ、できるだけそれもあわせてご準備いただけたらと思う。

【稲葉委員】 ご指摘の視点、重要なポイントだと思うので、検討させていただく。まだ具体的にはこれからである。

【三浦委員】 このお話で、事例というか、実際に自分が体験した話をさせていただきたいのだが、時間がないみたいなので、早口で言うが、この間、うちのテレビがある日突然映らなくなって、家に1台しかないものだから、これはもう地デジに変えろという神の啓示だと思ったのだが、何せそれに気がついたのが夜の10時だったから、テレビは買えないわけである。

そうすると、「あしたの朝、テレビが見れない、大変だ」ということになって、子供と一緒にどうしよう、どうしようということになって、深夜まであいている、皆さんがご存じの朝4時まであいている「D」というお店にしようがないから、歩いて買いに行ったのである、近所にあるので。それで、持って帰ってきたのだけれども、そこでは液晶テレビを買ったのである。当然、アナログしか映らないものもまだ売っていて、私はそれを選んだ。

あとは売り場の問題のことと、あとはそのテレビをあけたときに、総務省のお知らせがちゃんと入っていて、Q&Aがあって、アナログはなぜ変わるのかと、地デジのお知らせが出ていたのだが、これも大事なんだけど、むしろもうこのテレビは何月何日をもってこのままでは映らないぐらいの強烈なメッセージがないと、紙なんか見ない。

友人に言ったら、「今店で売っている液晶テレビは地デジじゃないの」って。だから、普通の人の認識というのは、まだそういうレベルでもあるということはどうしてもここは皆さん進んでいるから、ここまでやっている、ここまでできていると思われているかもしれないが、まだまだそういう認識で、巷に売っている液晶テレビというのは、もう全部地デジなんだと勘違いしている人もたくさんいる。それはなぜかというと、こういう説明書きが全部ブラウン管テレビの図なのである。図、チラシが。だから、こういう図もやっぱり誤解を招くのではないかと。だからテレビの概念というのはこういう図であるのは仕方のないことかもしれないけど、そういうところでもまだ誤解を招いている。だからチェンジするときにはそういうところも変えていかなければいけないということが1点。

それから、この同じ6ページのさっきお話に出たが、共聴施設なのだけれども、今引越したマンションが古くて、「地デジはどうなっているでしょうか」と、私は思わず大家に電話をかけたら、それは何だぐらいの勢いで言われて、アンテナがないから、ここではき

っと見られないと思うとかと言ったら、それはだれがお金を出すんだとか、逆に聞かれて、「ヒュー、全然情報が届いていないな」という現実を自分が体験したので、ここはほんとうにちゃんとやらないと、文章で「情報が届くよう周知広報の徹底」とか、「早期改修の働きかけ」と書きちゃうと、1行なんだけど、これはほんとうに大変なことである。細かく対応するのは。

だから、そこはもう、前川さんもおっしゃっていたけど、いろいろ手間がかかることだとも思うし、お金もかかることだとも思うけど、ほんとうに着実に、丁寧にやっていかないと、絶対取りこぼしと言っては変であるけれども、出る。だから、よろしくお願ひしたいということ、ちょっと事例を挙げてお話しした。

(2) 資料2、資料3について稲葉委員と関委員から説明があった。やり取りは以下のとおり。

【稲葉委員】 ことしの3月の末、3月31日に、中継局ロードマップと、それから地上デジタル放送のチャンネル案及び「アナログ放送終了後のチャンネル切替について」というものを公表させていただいた。

中継局ロードマップについては、2005年12月に最初に策定したわけであるけれども、2006年12月にそれを改定し、そして今回、さらにそれを更新して、第3版として公表している。これは昨年8月の情報通信の第4次中間答申でも本年度中にロードマップを見直しすべきというご提言が盛られてあって、それにお答すべく見直して3月31日に公表したところである。

また、チャンネル案及びチャンネル切替については、小規模中継局で使用する周波数を公表して、そして2011年7月24日アナログ放送終了後に切替が必要なものが一部あるので、それらの中継局を公表したものである。

資料が用意されているので、資料をもとに関委員のほうから詳しく説明していただくこととさせていただきます。

【関委員】 それでは、資料2と資料3に関してご説明する。全国協の技術サイドのほうからの説明ということで、説明させていただきます。

まず資料2のほうなのだが、中継局ロードマップの策定・公表の趣旨等に関しては、1ページ、それから一番最後のページにもあるように、今、稲葉委員のほうからご説明があ

ったとおりである。ことしの3月末に更新するというので、昨年来、作業をしてまいって、3月末に一応更新した。若干、まだ間違いがあるので、そちらのほうは改定をしたいというふうには考えている。

今回のポイントであるが、3ページのところをごらんいただいて、4点ほどのポイントがある。1点目は中継局等の整備時期をすべて明示した。前ではまだ明示されていなかったところがあるが、四角の中にあるように、全国中継局に関しては一応時期を明示した。

それから2番目に先行局、先に電波を出す局の電波状況を見ないと、なかなかそこに必要かどうかという設置判断ということができないというのも、これは、前は「置局*」ということにしていたが、これに関しても可能な限り設置の有無を判断するというので、これも四角の中にあるように、かなりの数設置判断というのをしている。ただ、まだ全部ではないので、若干残っている、これから設置判断を行うというものもまだ残っているということが言える。

それから3番目に、これまでアナログの中継局があった場所に、中継局ではなくて共聴施設を整備するというようにしていた地区がかなりあったのだが、これに関しても、可能な限り、中継局の整備ということに変更をしている。

それから4番目に、国庫補助スキームを用いて、デジタル中継局を整備するというものを自力建設困難というふうに明示している。

この4点がポイントであって、このような見直しを今回図って、3月末に公表している。

4ページにあるが、各年度ごとにこのような中継局の整備予定ということにしているが、今回の見直しの結果、これ、足し算すると出てくるのだが、民放局では7,084局、それからNHKで4,415局、合計で約1万1,500局の整備を行うということが今回の判断である。前は1万局弱ということで、一応公表させていただいたのだが、今回の見直しで、1,639局増加しているということになっている。

この図からもわかるように、どうしても整備計画としては、2009年、2010年というところはかなり偏っているところもある。これらを予定どおり何とか整備していくというところの工事の集中緩和というようなことも含めた形で、今後整備計画にのっとった中継局整備というのをやっていく課題に関しても取り組んでいきたいと思っている。

この中継局ロードマップを3月に公表して、1ページ目の下にあるように、現在、ことしの6月末を目途に、市町村別ロードマップのフォローアップにも取り組んでいる。あわせて、これも答申の中にもあったが、アナログの受信からデジタルの受信に変わるときに、

局が変わるといふようなところも幾つかあるわけであるが、そういうアナログとデジタルの局の対比表といふようなこともこの時期に合わせて公表できるように、現在鋭意作業を進めているところである。

中継局ロードマップの関係資料2に関しては以上である。

それから、チャンネルの関係の資料3であるが、大きく2つ、ここではご紹介をしたいと思うが、1ページ目のほうにあるように、1つは小規模の中継局のチャンネルの予定表といふのを公表したといふ話と、それから2番目にある2011年7月以降のチャンネルの編成・再編の予定といふことに関してのご説明をいたしたいと思う。

1番目のほうなのだが、これまで周波数使用計画上では書いてあるように、3W超の放送局のみを規定してある。そういう意味では3W以下の中継局に関しては、まだ規定されていないので、小規模中継局に関しては、実際に開局するまでちょっと周知されなかったといふ現実があつて、それではやっぱりいつ、その地域で放送がなされるかといふような情報といふ観点からは、やっぱりこういう3W以下のところも必要ではないかといふことで、今回、この3W以下の小規模の中継局のチャンネル案も公表したといふことである。

こういうふうにも全局、やっぱり計画を公開するといふことによつて、受信者や販売店、それから共聴施設設置者のデジタル化対応といふのを促進するといふ効果もあるし、何と云つても、1番目の下にあるように、2011年7月間際の工事集中回避といふことも可能ではないかといふことで、そういう観点からも今回、一応チャンネル予定表を公表したといふことである。

それから、2番目の2011年7月以降のチャンネルの再編の話である。2ページのほうに、そのなぜといふような話を書いてある。基本的に図のすぐ上にあるように、この対象になるのは73局所、167チャンネル、世帯数にして51万世帯程度と想定している。

1、2、3に書いてはあるように、現在、地上のテレビ放送はVHFとUHF、言うならば、1から62チャンネルまでを使用して放送を行っている。デジタル化後は、UHFの13から62チャンネルを使用可能といふUHF帯といふことになっているので、それを使用可能ではあるが、これは2001年以前だったと思うけれども、有効利用といふ観点から、周波数資源の再配分といふことが検討された。

その結果として、2012年、アナログが終了してから1年以内に、さらに再編を行つて、2012年7月25日以降は、13チャンネルから52チャンネルを使用するといふ

ことになっている。VHFそれからUHFの53チャンネルから62チャンネルということに合わせて、当時の議論では今、テレビジョン放送で行っている4分の1以上を別の用途に振り向けるということが目標とされたのだが、4分の1以上の周波数を別の用途に振り向けるということで、有効利用を図っていこうという結果で、こういう周波数の計画になっている。

ただ、2番目にあるように、とりあえず2011年7月までのサイマル期間中、これに関しては、アナログとデジタル両方出さなければいけないものだから、非常に周波数が逼迫状況にあるということもあって、現在のところは、53から62チャンネルのUの上のほうなのだが、これも使用せざるを得ないという状況になっている。これに関しては、基本的にはアナログ放送を停波したときにあいてくるチャンネル、そこを再編して、1年間かけて、今53から62で使っている周波数のところは52チャンネル以下にチャンネル切替、リパックを行うということが必要ということになる。

その下にあるように、現在、167チャンネル、一応今分配されているが、この53から62を下のほうのブルーのところに移行するというのを今、リパックという名前で呼んでいるが、こういう作業が必要になるということである。

要は一部の地区では、やっぱり周波数が非常に逼迫しているということから、本来はデジタル放送のための周波数ではない、とりあえず今使っているUの上のほうも暫定的に利用して使っているという実態である。11年以降、このアナログの停波によって、余裕が出てくることから、暫定的に使用している分を本来の周波数のところに動かしていこうということである。

これをしないと、また53から62チャンネルを他用途に有効利用するというのもできるので、そういう作業をする必要があるということで、当初から強制リパックと呼んでいたが、チャンネルの分配上、どうしても当面は使わざるを得ないということも含めて、こういうことを2011年以降、1年間で行う必要があるということがわかっていたが、改めてここでそういう形でご紹介いたしたいと思う。

3ページから、この場合の影響ということなのだが、どんなことをしなければいけないかということでは、各世帯への影響という意味では、受信機のリモコンで、再スキャンして、チャンネルを切り替えたチャンネルに移っていただくという必要がある。それから共聴施設あたりでも調整や取りかえの工事が必要であるし、それから何といても、送信の放送事業者のほうでは、送信機の切替工事、アンテナとか共用、それから受信・送信機と

かというようなことの切替というのが必要になってくるということがある。

具体的な話は4ページと5ページあたりに書かれているが、とにかく一応こういう作業が必要であるということでもあるし、チャンネルごと移行するということで、その地域というのは限定的にわかるということもあるので、視聴者の方々にはこの再スキャンというようなことに関しても、かなり徹底した周知を行っていくという必要があるかと思っている。

ただ、そういうことも含めて、この影響にあるようなチャンネル切替に要する経費の負担のあり方ということについても、今後決めていく必要があると思っている。

この対象となる地区、さっき言った167チャンネルということで、あらかじめわかっているわけであるが、この地区においては、共聴施設の地デジ改修ということを行うことも必要であるし、そういう意味で共聴施設設備のメーカー、それから工事業者の方々には将来、ここの地区はそういうことが必要であるという、どのチャンネルに行くかということも一応公表した。今からそういうことを見越した形でのデジタル化設備ということをしていただくということが望ましいのではないかと考えている。

それから受信機メーカーさんにおいても、これも再三お話しするが、決まった地域、全受信機がリパックをする必要があるということもある。その地域に対しては、コールセンター等による対応が必要になってくるということがある。

2011年以降の話ではあるが、それに対しては全国協議会としても、総務省ともども、働きかけを行っていきたいと考えている。

実際のスケジュールに関しては、6ページのほうにあるし、その後のところはちょっと参考としてつけてあるが、じゃ、上げた周波数はどういうふうに使われるのかということに関しては、既に検討をされていて、一番後ろのページにもあるような、いろいろな放送以外、いわゆるテレビジョン放送以外の各用途のイメージというようなことが想定されて、この周波数が移行していくというようなことになっているということである。

【前川委員】 資料2、3についても、先ほどの延長上にあるけれども、私も検討作業にかかわっていた立場から若干補足をさせていただく。特にリパックという話は、なかなかわかりにくくて、私自身放送業界にいながら、「えっ、デジタルが始まって、もう一回チャンネルが変わるの」というような受け止め方が最初にあった。そういうことから、この問題をなかなか視聴者、一般の方にはわからないだろうなと思う。これをどうやってご理解をいただき、かつ最大の問題は混乱を最大限どう回避するかということで考える必要が

ある。

だから、もちろん大義名分として、関委員の話にあったように、もともとがデジタル化というのは、周波数全体の有効利用だという、この観点に立ってものを考えなければいけないし、その上でそのことが視聴者にしわ寄せが行くような方法というのはやっぱり避けなければいけない。そういうふう考えたときに、基本的には周波数の有効利用という、全体の国の政策で行われていくことであり、視聴者にとってなかなかわかり難いことであろうが、それは最終的には国民全体のメリットになっていくんだということになる。また、チャンネルの変更とか、周波数の変更というのは、しばしば原因者負担的な考え方というのは今までもあったと思うけれども、今の全体的な国の政策という観点、視点で見えていくと、やはりこれは視聴者の不利益変更を回避する、あるいは視聴者保護という観点から国として、きちんと経費負担のあり方にも取り組んでいただきたい。

それから個別の放送事業者の経営の問題を超えて、やはり全体の周波数に関するポリシーということであるので、全体的なそうした情報通信政策の一環としてあることなんだということを十分に財務当局と関係者に理解をしてしかるべき措置がとれるよう、総務省として取り組んでいただきたいと思っている。

それでなおかつ、リパックの段階でどういう作業があるかということについては、やはり全国協その他で、もっとさらに具体的な措置を詰めて、また当審議会においてご了解いただくようにしていただきたいと思う。

【村井主査】

以前この委員会では、「何故デジタル化するのか」や「周波数の有効利用とはどういうことか」という本質的な話が国民にはっきり伝わっていないのではないかという話題が出た。今、前川さんに話していただいたように、技術的には理解が得られるだろうし、実際に実施するまでにはまだ時間も多少はあるが、リパックについてもやはり同様に、デジタル化の意義の周知という本質的な話に関連する話だと思う。放送事業者の方は、今後周波数の利用状況がどうなるのかということに触れる立場にはないかもしれないが、全体として、特に総務省としては、周波数の様々な今後の利用法がどのような利益を生み出していくのかという大きな流れに関して、どこかできちんと説明する必要がある。そうすればデジタル化の意義がわかりやすくなる、といった取り組みを進めていく必要があるというご説明であったと思う。

(3) 大内委員、福田委員、土屋委員、竹中委員から提出のあった各資料（資料4、

資料5、資料6、資料7)について各委員から説明があった。やりとりは以下のとおり。

【大内委員】 何回か前に、私ども会長がこちらへお伺いして、ヒアリングをさせていただいた経過があるのだが、家電困りごとセンター「デジタル110番」ということについて、現在の状況をご報告というか、お話をさせていただきたいと思っている。したがって、まだ未完成な部分が多分にあることをあらかじめご理解をちょうだいしたいと思っている。

制度の概要、組織のことについては、もう既にここに書いてあるとおりであるので、ごらんいただきたいと思うが、制度の概要は私ども46都道府県にそれぞれ組合があるわけだが、この各組合が中心となって制度を推進しようということで、現在、講習会の実施であるとか、登録店の登録受付であるとか、関係資材の作成あるいは消費者の皆さんへのご案内などを行っている。

現在はナビダイヤルの設置と、それから登録店ののぼり、それから身分を証明するための登録証、これだけの3点を全国統一事項として進めている形であって、裏面3ページ、4ページぐらいになるだろうか、登録店の最後のページ、のぼりと登録証のモデルを記しているが、こういったものを準備して、そろえている。既にナビダイヤルについては、本部が親元になって、「0570-010186」という番号を登録して、現在進めている。

このデジタル110番の主たる業務というのは、ここに書いているように、デジタル機器の設置、アンテナ工事等を含む、あるいは接続、DVD等を含む取り扱い説明を重点に置いて、ナビダイヤルによって消費者のご要望が各都道府県の組合事務局に入ることになる。内容をお聞きして、いろいろな状況を把握した上で、消費者の皆さんのご要望におこたえできるように対応していると。詳細は次の3ページのところに流れは書かせてもらったので、ごらんいただければと思う。

それから、受け付けする、各都道府県の事務局は総務省から昨年発行されたQ&Aを基本に、デジタル110番の登録店の主たる業務の範囲か否か、これは先ほど申し上げた3点ほどのそういう業務の内容かどうか。またテレビのお買い上げの販売店にまずは相談されているか否か。あるいは対応には費用が発生することの諾否などを行って、対応をするということで、近くのそれぞれの登録店がお客様のところへお邪魔をして対応することにしたと思う。

現状だが、全国で46都道府県のうちの約42の組合、これは約ではなくて、現実だけでも、ナビダイヤルで既に設置したところ、あるいはまた今、一部準備完了している状態ということであって、残る46のうちの4は本年末までには発足をする予定で体制づくりを進めている。

発足に際しては、それぞれの組合ごと、地元の行政、報道関係者、業界関係者の出席のもとに発足式を行って、消費者への周知活動を含め、活動を開始いたしているところである。

ナビダイヤルについては、先ほども申し上げたように、既に設置をしている。今後の取り組み予定だが、本部、連合会としては、この状況に踏まえて、ホームページに制度や内容を掲載し、周知活動を始めることにしてある。今月中に開始いたしたいという思いをもって進めているが、1枚めくっていただいて、その上が色刷りのところ、私どものところのホームページは非常に地味にできているけれども、このデジタル110番と言っている箇所をクリックすることによって、家電困りごとセンターの画面が出てくるということで、現在、これもまだ未校正のものであるけれども、こういったことで当面進めてまいりたいが、一部総務省さんのほうからも、既に110番の問題について、いろいろお問い合わせが入っているようであるけれども、近々、これの中で既にナビダイヤルのつながった地区、それからつながらない地区も多少あるので、その辺のところはご報告を申し上げてまいりたいと思っている。

今後、この110番を進めてまいって、いろいろな課題というか、私ども自力で解決していかなければいけない課題がある。それは私ども立ち上がったのは、2011年が円滑に推移できるよう、流通の立場として、役目を果たす上で、この体制を進めるということの思い立ったわけであるけれども、こういった制度を円滑に行くためには、やはり先ほど来のお話でもあるように、官民の連携密度、これは大変重要であろうと思っている。地デジ移行に伴う認識が、どうも市町村あるいは自治体によって多少差があるように受けとめているので、今後、私どもも地方自治体のほうにいろいろな働きかけをさせていただきたいと思っている。

それから、一番悩みであるのは、デジタル110番を進めていく上で、冒頭でも申し上げたように、私ども、ある程度の業務を決めている。それは設置、接続、デジタルテレビを購入したけれども、接続ができていないために、地デジが見られない。あるいは取り扱いが難しいという消費者のお困りになっていることに対して活動をしようということが基

本であって、どちらかという、これはサービスではなくて、ビジネスとしての業務をやってまいりたいと。依頼者に対してコスト、費用が発生することのご理解をいただくための周知がより今後重要であると思っている。

それから、相談体制の窓口はそれぞれのところで、いろいろな機関でお取り組みみいただいているけれども、私どもその一角の中で相談窓口と情報共有を含めた連携が今後どうしても必要になってくるだろうとされていて、いろいろまたご相談をさせていただきたいと思っている。

それから、エリアマップの件、先ほどもお話があったけれども、やはり現場の状況を集約し、そして情報提供を積極的に関係機関のほうにもご報告をし、円滑に作業を行えるよう進めていくことも、私ども現場の人間としてひとつ重要であろうかと思っている。

いろいろ関係機関からも発行されたリーフレット等もあるけれども、パンフレットもあるが、こういった情報収集、あるいはまた情報提供といったことにも今後努力をしてまいらなければいけないと思っている。

今申し上げた、終わりになるけれども、私どもが抱えている課題は、冒頭申し上げたように自力でも努力をするわけであるけれども、やはり関係行政はじめ、関係機関の皆さんのご支援、ご協力をいただかなければならないところが多分にあるかと思うので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げたいと思っている。

【加藤委員】 3点お話しする。必ずしも大内さんのプレゼンテーションだけの関係ではないのだが、1点は、私欠席した委員会で、三浦さんのから、量販店でまだアナログテレビが売っていて、それを地デジ対応と思って買ってしまったというなお話があって、実態を調べてみた。去年の今ごろはもうこれで最後みたいなことを言っていたので、売っていないかと思っていたのだが、やっぱり売っていたので、大変申しわけないというか、残念なことなのだが、新生活応援セールというのをやっていて、例えば3万9千8百円でテレビと何と何とかというセット販売で、デジタルテレビを入れると数字が合わないということだった。ただ、先ほどお話にあったように、いろいろな表示もしてあるし、販売するときにはきちんとアナログという表示だけではなくて、口頭でもお客様に説明するように徹底しているつもりなのだが、漏れというのはあり得るかと思うので、大手家電流通懇談会のほうにもこの議論を伝えて、なかなか売るのかな、売っちゃいけないというわけにはいかないが、そういう周知を徹底していきたいと思っている。

その関連で申し上げますと、三浦さんがおっしゃったように、我々は別にだまして売ると

いう気は毛頭ないので、箱に大きくシールでもスタンプでも押ししていただくのは大いに結構なことで、ただ徹底と公平の観点から言うと、出荷段階とか、入関のときにやっていたきたいので、ぜひメーカー、輸入業者のほうに役所からご指導をいただければと思っています。

2番目に大内委員からお話があった件、この間、主査のからも、この地デジへの移行については、地域店のネットワークに重要な役割があると指摘された。これは量販店の代表としての意見ではないが、私も個人的には全国にある地域店の多くがかなり修理とか、工事の能力を持っているので、きめ細かく対応していただくということは非常に大事なことだと思うので、ぜひ頑張ってくださいと、エールを送りたいと思う。

最後に量販店の関係であるが、今年の今ごろだろうか、たまたま当社の地デジに関するいろいろな店内の告知の状況をご説明させていただいたが、各社それぞれの方法で、相談体制、情報提供をしている。先ほどのお話にあったような、まだ先の話だが、テレビにアナログと出るとか何とかということになると、我々への問い合わせとか対応というのもきちんとしていかなければいけないと思っている。大手家電流通懇談会も単なる任意の団体と言いながら、去年は初めて製品安全の自主行動基準を策定したり、CO₂の削減目標を策定して、実態上かなり大手量販店の団体としてのまとまりを持ちつつあるので、審議会の状況は2月に1回行われる役員ベースの会合で概要を報告しているが、具体的な措置として決まったことについては、ご通知いただければ、大手家電流通懇談会のネットワークを通じて周知を図っていきたいと思っている。

【伊藤委員】 本県のように中山間地域が多くて、高齢者が多い中で、そういった場所では技術弱者に対する支援であったり、それから悪徳商法に対する対策を考える上で、1つの有効な手段としては、こういった地元の電気屋さんの力がどうしても必要だと、私も思っている。先日、高知の組合の理事長さんのほうへ私どもお伺いして、こういった活動をする中で、市町村の間で、現場において困っていることがあるのであれば、県として何かやれることはないんじゃないかというようなお話をしに伺ってきた。

高知県の場合、お話によると、250ぐらいの組合員さんがいて、そのうちの120ぐらいが既に登録をされていて、頑張っているというお話をいただいて、今のところほとんど私どもの活動をPRしていただきたいというようなお話をいただいているので、それに向けて一生懸命私どもも取り組んでいきたいと思っているし、そのついでとというか、この登録店用ののぼりを実はいただいてきて、うちの高知県の情報政策課の中にこののぼ

りが座っている。そういった面で、このデジタル110番の活動に非常に期待しているので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思うので、どうかよろしくお願ひしたい。

【河村委員】 資料1の中に書いてあったことや、今の内閣委員からの発表なんかに関して、相談体制のことで、私も全体像がよくわかっていないのだが、ちょっと今のところいろいろな相談窓口がばらばらにある感じがして、それはある程度仕方がないのかもしれないが、あと3年しかないわけで、大きなデザインというのが私、必要になっているのではないかなど。例えば各メーカーさんにお問い合わせくださいもいいのだが、メーカーさんから有効な情報が出ていくとか、全体の相談を見渡して、今必要とされている施策は何か、対応は何かとか、その悪質商法も含めて、情報ってどこかでとられていても、それを分析したり、対応をとらなければ何にもならないわけである。

今、消費者行政の一元化というのが盛んに言われていて、そこに私も深くかかわっているのだけれども、これは格好の実例というか、ばらばらにどこかにたまって行って、その人なりの価値観で、あるメーカーさんの価値観で何とかしていくとか、そういうのではない、何かしら省庁はもちろん、経産省とかも含めて、全体に集まって、どのような相談状況があるのか、そこにはすごく早急に対応しなければいけないものがあるのではないかと、いうことを分析していく頭脳が、情報がどこかにあるだけでは全く何にもならないというのは、今までのいろいろな消費者被害の例であるので、私、ちょっと全体が見えないのだが、これは何としても総務省なのか、国として全体を通して何か対策を整えていく、情報が集まってきて、対策できる。例えばコンピューターに入力する何かでもいいし、仕分けしていく何か方法でもいいのだけれども、情報を生かせるということが一番大切なのではないかなと感じた。

【河村委員】 国民生活センターに集まってくる、例えば全国の消費者センターなんかから来る、たしか今、パイオネットという、各省庁全部見られるのか。

【三浦委員】 消費者センターの中からつながる。

【河村委員】 たしか、最近では、各省庁でも見られるようになったと聞いたのだが、それは違うか。全国の消費者相談のコンピューターに入力されたものが各省庁で見られるようになってきているということはないのか。

【三田地上放送課企画官】 見られる課があるのかもしれないが、私どもの課では見ることはできない。次回会合までに確認させていただく。

【河村委員】 縦割りになっているのだと思う。やはりキーワードで地上デジタルに関

する何かがあるんじゃないかというのを見る目があるかないかで全然変わってくるので、一番てっとり早くは各地の消費者センターの中に来たものを、地上デジタルという観点で分析していくことをすぐにでもなさったらいいのではないかと思う。

【三浦委員】 大内さんのご提案はすごくご苦労なさって、デジタル110番をなさって、でも逆に言えば全電商連さんだけにこういうことを頼むというか、頼りにしてしまうのはやっぱり負担の大きいことで、さっきは控え目におっしゃっていたが、ほんとうは町の電気屋さんだけに頼るのではなくて、売る人はすべて、つくる人はすべて、すべてのことに対応してもらえなければ意味がないというか、進んでいかないことだということが現実だと思うのである。加藤さんが入っていらっしゃる大手家電流通懇談会さんも、できれば、こういう席にもいらしていただいて、だって量販で買うほうがはるかに多いんだもん、正直言って申しわけないが。

量販で買うだけ買って、困ったときだけ町の電気屋さんという消費者が現実にいるわけだから、やっぱりそこでの人員の確保も多分、これから駆け込みになったら、絶対現実的に厳しくなってくるだろう。家族だけで経営しておられれば、そんなにたくさん行けないということも現実はあるし、あとはやっぱり通信販売である。テレビショッピングで「何とかと何とかと」って、一生懸命安くやっているのではないか。「これで地デジがばっちり」とかって、某所はやっているけれども、あの人たちは来てはくれないからね。安いものを買うだけなのである。でもそれは消費者の選択だからいいのだが、だけど、現実的に設置はしてくれない。となったときにどうなるかといったら、じゃ、メーカーに電話して、今河村さんが言ったようなことが起こるわけである。ばらばらの情報ということで、ばらばらの混乱が起きるわけである。

だから、できれば量販店の大手家電流通懇談会さんの中でもどういうふうに対応していくのか。じゃ、メーカーさんはどういうふうに対応していくのかということそれぞれがきちんとまとめて話し合っていたほうがいいと思う。情報の一元化ももちろんなんだけれども。

【加藤委員】 量販店は出店があまり急激で、小規模店の存在を脅かしているところが現実の経済社会問題としてある。率直に言うと、多分量販店のほうが相談体制は充実していると思う。だけど、量販店はその性格上、チラシを配ったりとか、テレビ広告をして、店舗に来られたお客さんには万全の技術的な相談とかできるけれども、ひとり暮らしのご老人とか、そういう人たちにきめ細かく回るような形で対応していくには、むしろ今まで

どちらかというとき量販店の攻勢で非常にビジネスチャンスが狭められてきた地域店の人たちが活力を取り戻す1つのきっかけにもなるし、きめ細かいサービスができるのかなという意味で、エールの発言を行ったのであって、現実的に言うと、量販店はきちんとご相談に応じる体制があるし、これからもそのようにしていきたいと思う。

【福田委員】 それでは資料5に基づいて、民間放送連盟、民間放送事業者としての現状の取り組みについてご報告させていただく。まず表紙をめくっていただいて、1つ目であるけれども、「デジタル放送世帯普及推進のための取り組み」がまず最初の1点である。アナログ放送の終了まであと3年余りということであるので、そこにポイントを置くと、先ほど来あったように、中継局の整備というのは相当数目鼻が立ってきている。その一方で、デジタルへの完全移行というのはデジタル放送の受信環境整備の取り組みがかぎを握るということである。

具体的に言うと、デジタル受信機の世帯普及の促進をいかに図るか。それもスピーディーに行うかということであろうと思う。そういう意味で、4月1日に民放連会長を本部長とする、デジタル放送世帯普及推進本部というものを設置している。これの構成員であるけれども、会長が本部長で、8人の副会長、それから専務理事、それから1人のデジタル放送特別委員長ということで11人で構成をしている。行政、NHK、受信機メーカー等との一致協力をした体制と協力要請。それから普及に向けた工程管理といったようなことを行うということになっている。

具体的な取り組みであるけれども、先ほど前川委員もおっしゃっていたけれども、連絡体制ではなくて、政府一体となった推進体制の整備、そういう意味では国としての取り組み、施策であることより、明確にメッセージ性を出していただくという体制をつくってもらおうべく働きかけるというのが1つである。

それから2つ目は今出ているけれども、すべての都道府県での受信相談センターの設立を早くつくっていただくということである。これについては、ことし後半にも数カ所できるのではないかと聞いているけれども、我々もそれについては対応すべく、NHKさんとも今、協力をいかにしようかということの話し合いを進めているところである。

それから当然ながら、そのほかの関係、各方面との連携ということで、例としてここに挙げてあるように、自治体を含めて各社さんと連携をとっていくべく体制をとっていただくということである。

それから次のページであるけれども、民放テレビ各社の取り組みということである。こ

れについては、先ほど稲葉委員からあったけれども、放送番組による理解の醸成をすることより具体的に書いたものであると思っていただけたらいいと思う。例えば在京キー局は5つあるけれども、各局が来年3月までの今年度において、1カ月間強化月間を設けて、番組を通じた地デジPRを多彩に展開するということである。5月のフジテレビ以降、来年の2月のテレビ東京まで、それぞれ得意のジャンルにおいて取り組んでいくということである。

例えばプライムタイムにおけるクイズ番組において、地デジ関連の番組を特集すると。それから報道情報番組において受信方法の解説等を特集する。それから強いと言われるスポーツ中継において、メリットをよりPRすることなどである。そういう意味でそれぞれ特徴を生かした形でやっていくけれども、皆さんのほうで具体的なアイデアがあったら、お寄せいただければと思っている。

それからさらに各社ごとにいろいろな放送外でも取り組んでいて、例えば小中高に対する出前授業的なものを行っているので、そうしたことも個別に地デジについては取り組んでいる。

それから2つ目は民放テレビ各社、全社ということである。これについては、民放テレビ各社において、年間を通して独自企画の積極的な取り組みを推進するということであって、既にロールスーパー、番組等に取り組んでいるけれども、よりそれを強化するということである。

2つ目は民放テレビ社共通の映像素材をつくって、周知広報を図るということである。先ほど来、テレビで取り上げるべきだという声もあったし、例えばアンテナがどこにあるとか、あるいは共聴世帯ではどうであるとか、あるいは古いマンションの場合はどういふふうに対応すればいいといったことを含めて、具体的にテーマを絞って、1つの基本番組をつくり、それを各社に回して、各社に応じてそれをつくり直していただくというようなこともできるのかなと思っている。

それから3つ目のところにあるのは、デジタル放送推進協会、D p aとの連携ということである。これは昨年来行っているけれども、D p aがつくったスポット、草薨スポットであるけれども、これを放送対応として年間1,000本以上ということである。もちろん、これまで時間帯があまりよくないではないかというご指摘も受けているので、本年においては、できるだけいい時間帯で対応するように全社心がけるということになっている。

それから、これもD p aがホームページに載せているけれども、「ザたちの地デジのは

てな！」というコーナーもあるけれども、これも制作会社さんの声もあって、民放テレビ各社に配布をしているので、番組等で活用するという事になっている。

それから3つ目がD p a 主催の全国キャラバン、受信説明会への協力ということであるけれども、これについては特別協賛として、民放連予算から出費をしている。さらには地デジ大使の派遣、説明員の派遣などを行うということであるし、このキャラバンの様子であるとか、あるいは説明会等については、各地域ごとに放送対応をしてより充実を図るということである。

そういう意味で、我々としては送信以外にも受信環境の整備のためにより一層、今年度、力を入れていきたいと思っている。

【土屋委員】 お手元のペーパー、4月3日、私どもの会長の定例会見で配付させていただいたペーパーをそのままお持ちした。やや旧聞に属するが、きょう、稲葉委員から冒頭ご説明があった放送対応のところについても、こうした組織をつくった反映ということに関連してご説明できればということで、この資料をつけさせていただいている。

4月2日に会長をトップとする全協会的な組織、「2011年完全デジタル移行委員会」というものを組織して、2011年7月24日までに地上波を完全にデジタル化していくというところに不退転の決意で向き合うということの内にも外にも示したということである。

具体的な取り組みとしては、中間のところにある、「放送などを通じたデジタル放送の一層の普及促進」、この部分が冒頭の稲葉委員のご説明にあった資料1のところ反映しているということであるが、NHKでは定時番組として、「デジタルQ」という番組をもう日曜日、定時的に放送しているという取り組みをしているけれども、これ以外にも広報番組、定時番組の中の企画コーナーであるとか、特集番組等、多様な番組で取り上げていくという取り組みを始めているということである。

それから、こういった周知広報を始めると、当然のことながら、問い合わせが増えてくるということになる。2番目のポツにある視聴者の皆様からの疑問・相談・要望に的確に答えていく体制の強化、これは先ほどから福田委員のご説明にある、全国的な問い合わせに対する強化。

特に先ほどの三浦委員のご発言にもあったように、個別の、うちの集合住宅、マンションは例えばどこにあるのか、強電界、電波の強い場所にあるのか、どのぐらいの古さなのか、UHFアンテナなのか、VHFアンテナなのかとか、そういったケースバイケースに

よって非常に対応が変わってくる、先ほどのデジタル110番の大内委員の取り組みもそういったところに細かく対応していくということであろうかと思うが、こういったところに放送局としても積極的に取り組んでいくということで、今、国の全国の相談体制にどのように協力できるかというところをこの2011年委員会で検討をして前向きに取り組んでいるということである。

それから、4番目のポツになるけれども、特に辺地の自主共聴の部分については、今、実態の調査というところから、今年度の予算を使って手を染め初めているというところがある。裏側に組織図があるけれども、右側の中段の部分に各地域放送局というのがある。ほぼあの小型の子供のような形で、東京と同じような組織を全国54の放送局につくって、ここにおいても、こういった番組での周知広報、それから問い合わせ体制への協力ということを実現していくという体制をとったというお知らせである。

【竹中委員】 毎回のようであるが、ここで報告をさせていただいている、地デジの字幕についてのことで、何回か前の委員会に出席させていただいたときに、CM字幕というようなことで、広告主協会の会長の西室さんと近々にお話し合いをさせていただくというようなことを申し上げたけれども、実際にお話し合いをさせていただいたという結果のご報告と資料であるが、もう一つはCM字幕ということを中心に取り組み、活躍をされている国際ユニバーサルデザイン協議会という、IAUDさんというのがあるが、そちらの皆さんといろいろ現場を拝見して、意見交換をさせていただいた資料をつけさせていただいた。

おかげ様で、広告主協会さんは今、日本アドタイザース協会というふうにお名前が変わっておられるようだが、非常に積極的にお考えをいただいて、やはり国の政策とも連携しながら、業界としてもCM字幕といったようなことを真剣に考えていこうと思っているというお話をいただいた。

それから、この国際ユニバーサルデザイン協議会というのは総裁をひげの殿下、三笠宮様がなさっていらして、非常に多角的なユニバーサルデザインについての研究をされている組織なのだが、その中でCM字幕について実際の研究、それから実施、広報、さまざまな活動をされているチームの方にお会いさせていただいた。そのときにチーム員のお一人で、ご自身も耳が全く聞こえないという女性が、この写真では右から2人目の髪の毛の長い、きれいな女性なのである。私はカリンさんと呼んでいる。

そのカリンさんがおられて、大変わかりやすい説明をしてくださった。それは例えばな

ぜCM字幕が自分たちも欲しいと思うかというときに、「あの広告って、犬がほえていると思っていたら、違っていたのよね」と言われて、ソフトバンクのすごく大好評のあの広告を見て、なぜみんながにこにこしたり、笑ったり、あの広告に人気が出ているのかわからなかったら、後でいろいろな方にあれは犬がほえているんじゃないかと、お父さんなんだよという話を聞いて、しかも非常に著名な俳優の方が声をやっていたらしゃるようなことを聞かせていただいたというようなお話とか、例えば私がその会議で実際しゃべっているのに、手話の通訳の方がついてくださっていたのであるが、その会議は終わって、彼女から来たメールに、私が返信をしたその文字を読んで、「ああ、ナミ姉、関西弁やったんですね」、みたいなことを書いてこられたりとか、要するに周りのみんなと同じ情報を共有することで、一緒に笑ったり、楽しんだりできるという部分がやはりCMにも字幕がつくことによって、彼女たちにとっても非常に大きな消費者としての環境をするというか、よりよき消費者であろうという気持ちを持っていただける、あるいは一緒に楽しもうという気持ちを持っていただけるんだなというようなことを非常によく感じた。

ここで何度も言っているように、気の毒な人への福祉ではなくて、やっぱりビジネスチャンスとしての地デジとそれによる情報の拡大ということで、ぜひお考えをこれからもしていただきたいと思う。

ただ、こういうふうはこの情報通信審議会ですらいろいろお話を自分が字幕について考えて行動したことの発言をさせていただいているおかげで、業界の皆さんたちも真剣に取り組んでくださる状況になっていて、ほんとう感謝をしている。

それで電通さんのほうから、2003年に決められたCM搬入基準の字幕放送を扱わないという表記をいよいよ変えようという発表があったということもお聞きした。それで近々、電通の幹部の方とまたお話し合いをさせていただく予定になっていて、ほんとうに皆さん何も悪意があるわけでも何でもなくて、そういう状況を知らなかったというだけなんだったなというのを改めて実感した。そういう意味では、当事者やその関係者の側からお伝えをすることによって、素早い対応を皆さんしていただけるということもよくわかって、とても感謝している。というご報告である。

【村井主査】 それでは時間になったので、これで意見交換を終了させていただきたい。何か言い足りない点、後でお気づきの点があれば、事務局までお伝えいただければと思う。

今回は取りまとめの方向性ということで、検討課題全般に関するフリーディスカッションをしていただく予定である。今回も一部の委員から書面でご意見を出していただけた

れども、ご意見を書面で提出していただけるようであれば、事前に事務局にお伝えいただきたい。

以上